

議 事 録

令和５年５月３１日（水）午後３時から福井市企業局庁舎５階大ホールにおいて令和５年度定期総会が開催された。

○議事

１ 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第 １ 号議案	福井市農業委員会会則の一部改正について	原案どおり可決
第 ２ 号議案	福井市農業委員会に関する規程の一部改正について	〃
第 ３ 号議案	福井市農業委員会議事規則の一部改正について	〃
第 ４ 号議案	農地・非農地判断実施要領の一部改正について	〃
第 ５ 号議案	農業委員と農地利用最適化推進委員の連携に関する要綱の廃止について	〃
第 ６ 号議案	福井市農業委員会の委員の活動に関する要綱の制定について	〃
第 ７ 号議案	福井市農業委員会互助会規約の一部改正について	〃
第 ８ 号議案	福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程の一部改正について	〃
第 ９ 号議案	福井市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する要領の一部改正について	〃
第 １ ０ 号議案	令和５年度福井市農業委員会事業計画について	〃
第 １ １ 号議案	農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の一部改正に係る意見について	〃

２ 報告事項

報告番号	報 告 名
第 １ 号報告	令和４年度福井市農業委員会の活動実績について

３ その他

○出席委員 24名

1番	寺井	重治	(参与)
2番	伊藤	敏夫	
3番	伊藤	義明	
4番	前川	雅彦	
5番	小寺	辰夫	
6番	武澤	義明	(会長)
7番	加藤	良子	(参与)
8番	岩崎	眞次	
9番	宮浦	啓二	
10番	前川	秀人	
11番	清水	重勝	
12番	伊川	憲邦	
13番	池田	敏雄	
14番	西岡	得雄	
15番	浅川	健次	
16番	鈴木	謹一	
17番	豊岡	敏広	(参与)
18番	野路	直美	
19番	清水	勝栄	
20番	衣目川	一郎	
21番	廣部	厚	
22番	山本	清幸	(会長職務代理者)
23番	吉田	光範	
24番	田村	洋子	

○欠席委員 0名

○来賓

福井市長

東 村 新 一

○説明のため出席した者

農政企画課

主 査 安 井 綾 子

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局 長	南 京 良 幸
局 次 長	加 藤 雅 和
課長補佐	谷 口 智 樹
主 幹	土 田 智 大
副 主 幹	三 木 真 人
主 査	岡 本 恵利佳
主 査	前 田 大 貴
主 事	伊 東 優 子

開 会 午後 3 時

司 会

定刻となりましたので「令和 5 年度福井市農業委員会定期総会」を始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、市民憲章と実践目標及び農業委員憲章の唱和をいたしますので、ご起立をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、1 番から順にご唱和をお願いいたします。

全 員

(市民憲章・農業委員憲章唱和)

司 会

ありがとうございました。ご着席ください。

初めに、福井市農業委員会会長 武澤義明より、ごあいさつ申し上げます。

6 番
武澤 義明
会長

(会長 あいさつ)

司 会

ありがとうございました。

引き続きまして、本日お忙しい中ご出席いただきました 福井市長 東村新一 様より、ごあいさつをいただきます。

東村市長

(市長 あいさつ)

司 会

ありがとうございました。

東村市長におかれましては、公務のためここで退席されます。

(東村市長 退席)

司 会

次に、議長の選出でございますが、総会の議長につきましては、福井市農業委員会議事規則第 5 条の規定により会長が務めるものとされております。

武澤会長、議長席へお願いいたします。

議 長
(6 番
武澤 義明
会長)

それでは、規定に従いまして、議長を務めさせていただきます。

よろしく申し上げます。

総会の構成につきましては、委員総数 24 人中、出席委員 24 人で全員出席でございます。

従いまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたしました。

よって、令和 5 年度福井市農業委員会定期総会を開会いたします。

それでは、日程 1 「議事録署名委員の選出」についてお諮りします。

議事録署名委員の選出につきましては、議事規則第18条第2項の規則により私から指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号12番 伊川委員、13番 池田委員、ご両名よろしく申し上げます。
次に、日程2「審議事項」に入ります。
第1号議案ないし第9号議案は、福井市農業委員会に係る会則・規程等の改正であり、関連がありますので一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第1号議案ないし第9号議案 説明)

議 長

ただ今の説明について、ご質疑、ご意見等はございませんか。

3番
伊藤 義明
委員

事務局より、今回改正の要旨を教えてください。

事務局

基本は、推進委員が無くなることによる文言の改正がほとんどです。
それ以外は、今まで明文化していなかった現況証明の事項について、第8号議案で今回の改正に合わせて明文化させていただくものです。

議 長

現況証明は平成16年11月、前々会長の時代に制定されました。
当初は航空写真等を使わず、現況が、建物が建っている、20年経過している原則の中で取り扱いをしてきましたが、一部、時間的な問題もある、銀行の融資の関係もある。
建て替えをする時に、建築基準法が改正され、農地のままでは登記簿謄本を付けて行っても建築許可が下りない、ということで、法務局へ申請して宅地にして、その後、都市計画の開発行為を申請しなければならない。
それに合わせて、農業委員会も現況証明を出して建物が建つようにする、ということが始まりです。
それ以前の方は、建物が建たなかったんです。
ちょうど土地改良した所と土地改良していない区域外の地境にあった農家の人が非常に困った例がたくさん出ていました。

13番 池田 敏雄 委員	第6号議案の第2条で、担当区域等の「等」を加えるのは、どういう意味があるのでしょうか。 区域の中には、地区名も町名も含んでいるのではないですか。 そうであれば、区域でいいのではないかと思います。 「等」と付けると、区域に関わらず何かあるのではと見えます。 条文としておかしくないのであれば、それでも結構ですが。
事務局	区域が第1区から第7区までである他、地区もあります。 区域のみと間違えないよう、第6号議案の別表（第2条関係）にあるものを含めて「等」としております。 第2条第2項、第3項の担当区域等は、地区も含めて決める条文が必要になりますので、区域「等」としています。
事務局	別表（第2条関係）の表に、第1区から第7区の区域名、次に地区名がございます。 その両方を含めて区域「等」と取り扱いをさせていただく、というものでございます。
7番 加藤 良子 委員	自分の担当区域以外でも他の委員の支援をすることができるように、「等」が入っていた方がいいと思います。
議長	「等」を入れた方がいいという意見と、入れない方がいいという意見がありますが、担当している委員さんに事故があった場合は他の地区の人に代理をお願いしなければならない場合が出てきます。 担当区域をがんじがらめには出来ないと、幅を持たせて「等」が入っていた方がいいと、私は思います。 事務局は、文言的にいいのか悪いのか、市の法制担当ともよく調整してください。
事務局	これまでは区域という表現をさせていただきました。 区域といいますと第1区から第7区で、その指定しかできませんが、実際、1区の何々地区担当お願いしますと運営会議で諮って、誰々委員さんお願いしますという指定をこれまでもしてきましたので、運用としまして「等」を付けさせていただきたいということで、今回の改正の機会に整理させていただいたものです。 これまでも、地区まで指定をさせていただいておりますので、それを運用する形で改正させていただきたい、ということでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

15番 浅川 健次 委員	地区名の後に町名を入れていますが、入っていない町名があります。 住民はいませんが、地名だけある町名というのがあります。 あえて入っていないのであれば、ここにも「等」がいるのではないのでしょうか。
事務局	町名を全部入れたつもりですが、抜けているものがあれば追記します。
7番 加藤 良子 委員	他の地区の分からないことを、その地区の委員は良く分かっていますので、一度全委員が見て、自分の町内で抜けている所を調べて、事務局にお返しする作業をしてはいかがでしょうか。
事務局	そうさせていただきます。
議 長	皆さん良く調べていただいて、農政企画課の方にも農振・農用区域の規定があり、町名が入っています。 それらとも整合しながら最終的に仕上げるということを事務局にお任せするということで、ご了解いただけますか。
20番 衣目川 一郎 委員	今までの規定が間違っていたということではなくて、今までは推進委員が居て地区が指定出来ました。 だから地区名があって、農業委員は地区はないけれど、運用上、区域というのを定めて運営している。 それをこの規定の中に落とし込んでいく訳です。 今回推進委員が無くなって、法的に運営されている区域がなくなったので、その業務をこのようにされたと思うんですが、そこに臆げな「等」を入れるとどうなんだろうと。 先ほど意見があったように、何かあった時に他の地域を助けるというのは、この条文とは別の話で、会長の責により担当できると。 ところが、ここに書いてあるように担当区域を指定するという中に、区域等を指定するとなると、「等」の意味が緩む感じがするので、その辺は先ほど言ったように、法制担当に条文を見てもらって使えるということなら。
議 長	大きな森を眺めながら、これは森であると。 ところが良く見ると1本だけ虫に食われている枝があるじゃないかと、そういう結論に達しますので、そういう枝がないかどうか、良く検討させていただくということで、ご理解をいただきたいと思います。
19番	先ほど町名が抜けているという話がありましたが、元々住所が無いのではな

清水 勝栄 委員	いでしょうか。 町名が抜けるということはありませんと思うのですが。
事務局	住所としては無いかもしれませんが、地名として残っているかもしれませんので調べます。
議 長	法務局の町名は、福井県・福井市・町名・大字名とかですが、住所になりますと、町名・第何号と表示されます。 そして、法務局の方は、番地の前に小字が付きます。
5 番 小寺 辰夫 委員	法務局に出ている町名で統一してもらえばいいということですね。
議 長	そうです。 他にないので質疑を終了いたします。 それでは、お諮りします。第 1 号議案ないし第 9 号議案を、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。 また、条文については市の法制担当、他の部局とも調整をして、しっかりしたものにしてほしいと思います。 続きまして、第 1 0 号議案「令和 5 年度福井市農業委員会事業計画について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	（第 1 0 号議案 説明）
議 長	ただ今の説明について、ご質疑、ご意見等はございませんか。 （特に声なし）
議 長	特にないので質疑を終了いたします。 それでは、お諮りします。第 1 0 号議案を、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）

議 長	ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。 続きまして、第 1 1 号議案「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の一部改正に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
農政企画課	(第 1 1 号議案 説明)
議 長	ただ今の説明について、ご質疑、ご意見等はございませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それでは、お諮りします。第 1 1 号議案対し、異議がない旨、回答すること に、ご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よって、第 1 1 号議案は原案に対し異議なしと意見 決定いたしました。 次に、日程 3「報告事項」に入ります。 第 1 号報告「令和 4 年度 福井市農業委員会の活動実績について」を議題と いたします。 山本会長職務代理者、事務局の順に報告をお願いします。
2 2 番 山本 清幸 会長職務代 理者	(第 1 号報告 会議開催状況実績 報告)
事務局	(第 1 号報告 その他の事業実績 報告)
議 長	ただ今の報告に対して、ご質疑、ご意見等はございませんか。 (特に声なし)
議 長	他にないようですので質疑を終了いたします。 続きまして、その他に移ります。 事務局から何かありますか。

事務局

それでは、お手元の資料 10「令和4年度最適化活動の目標に対する点検・評価」をご覧ください。

国の通達に基づき、今年度から、事務の実施状況等を5月末までの総会で諮り、ホームページで公表することになりました。

数値については、目標・実績とも、前年度末の農地面積等により自動で算出されるため、指針の目標と一致しておりませんが、ご了承願います。

目標項目ごとの達成状況に応じた点数が決まっており、本委員会は「目標に対して期待を上回る結果が得られた」との評価を得ることができました。

このことについては、6月末に全国農業会議所のホームページで公開される予定でございます。以上です。

議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。よって、閉会いたします。

閉会 午後4時10分